

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和7年11月28日(金) 午前9時30分から午前10時8分
会議場所	糸魚川市役所 2階201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席14名、欠席5名)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席委員：1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、4番恩田正平委員、6番松木秀夫委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、10番猪又正巳委員、12番井上二郎委員、13番齋藤 登委員、14番稲葉淳一委員、15番齊藤正機委員、17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員 ・欠席委員：3番大島博委員、5番近藤栄樹委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員 <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席16名、欠席2名)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席委員：1番杉倉正委員、2番加藤保委員、3番石塚明夫委員、4番原 仁志委員、5番相澤厚夫委員、6番齋藤嘉一委員、7番猪又則雄委員、8番池原栄一委員、10番田上浩和委員、11番中村芳仁委員、12番池亀健一委員、13番山本民男委員、14番利根川保雄委員、15番槁立 力委員、17番竹内富男委員、18番小川博嗣委員 ・欠席委員：9番山岸寛幸委員、16番土澤健一委員 <p style="text-align: right;">(以上、出席30名)</p>
出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>星野局長、井上次長、小島係長(書記)、小竹主任主査、林主査</p>
説明等のため出席した者の職氏名	糸魚川市農林水産課農村振興係 宮田係長
署名委員	議長
	6番 委員
	8番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知
No.158～No.164 7件

報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願い
No.31 1件

報告第3号 農地の休耕及び増反届
No.40～No.44 5件

報告第4号 換地計画同意願い
No.1～No.2 2件

日程第3 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請
No.19～No.25 7件

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見
No.168～No.229 62件

日程第4 その他

1 次回農業委員会の日程

12月26日(金) 9時30分開会 市役所 201・202会議室

=====

【連絡事項】

- ① 次期委員の選出(中間報告)
- ② 農地中間管理事業の活用
- ③ 令和8年度全国担い手サミットにかかる協賛金の扱い

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	<p>農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日の欠席通告委員は、3番大島博委員、5番近藤栄樹委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員の5名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p>なお、推進委員の欠席は、9番山岸寛幸委員、16番土澤健一委員です。</p>
議長	<p>日程第1＝議事録署名委員の指名</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、6番松木秀夫委員、8番荻野輝道委員を指名いたします。</p>
議長	<p>日程第2＝報告事項</p> <p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知></p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について7件ございます。</p>
林主査	<p>説明を求めます。</p> <p>報告いたします。1頁をご覧ください。</p> <p>158番上早川地区、越地内の5筆7,344㎡については、耕作に不便なため解約するものです。</p> <p>159番大野地区、大野地内の7筆3,110㎡については、所有者の後見人が選定されたため解約するものです。</p> <p>160番今井地区、西川原地内の1筆2,679㎡については、労力不足のため解約するものです。</p> <p>161番能生谷地区、小見地内の1筆2,494㎡については、労力不足</p>

	<p>のため解約するものです。</p> <p>162 番能生谷地区、柱道地内の4筆2,196㎡については、農地の利用調整のための解約となります。</p> <p>163 番能生谷地区、鷲尾地内の1筆559㎡については、労力不足のため解約するものです。</p> <p>164 番能生谷地区、鷲尾地内の1筆1,396㎡については、労力不足のため解約するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 片山委員 林主査</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>158 番、上早川地区の越地内の解約であるが、解約後の見込みは、解約後については、2筆は休耕とのことです。残り3筆のうち、中山間の直払い事業対象地に入っている農地で次の耕作者が決まっていない農地は、今後地域で話し合っ決めていくこととなります。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
<p>議長</p>	<p><報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願い></p> <p>報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて1件ございます。</p>
<p>小竹主任主査</p>	<p>説明を求めます。</p> <p>報告いたします。5頁をご覧ください。</p> <p>31 番能生谷地区、平地内の2筆268㎡について、現況は雑種地です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
<p>議長 林主査</p>	<p><報告第3号 農地の休耕及び増反届></p> <p>報告第3号、農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>報告いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>40 番下早川地区下出地内の6筆2,033㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p>

議長	<p>41 番下早川地区五十原・東塚地内の2筆 485 m²については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>42 番下早川地区西塚・東塚地内の合計4筆 548.76 m²については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>43 番上早川地区大平地内の22筆 3,837.52 m²については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>44 番、能生谷地区 下倉地内の14筆 6,000 m²については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
議長 宮田係長	<p><報告第4号 換地計画同意願い></p> <p>報告第4号、換地計画同意願いについて説明を求めます。</p> <p>報告いたします。9頁をご覧ください。</p> <p>当事業は、市から県へ換地事業に伴う許可申請を行うにあたり、申請期間が短く、農業委員会の総会前に申請書類を揃える必要があったことから、会長専決にて処理をしております。</p> <p>内容につきまして書類、現地を確認しましたが、この換地事業により一層効率的な耕作が可能になり、換地後において休耕、耕作放棄につながる恐れがないものと判断し、会長専決にて同意書を提出しておりますので報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、</p>
議長	<p>報告を終了し、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p>日程第3＝付議事項</p>
議長	<p><議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請></p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を</p>

<p>林主査</p>	<p>求めます。</p> <p>説明いたします。11 頁をご覧ください。</p> <p>19 番下早川地区、田屋地内の 2 筆 582 m²について所有権移転売買です。地図 No. 1 をご覧ください。申請地は市道田屋見取線沿いの場所です。譲渡人は申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。</p> <p>20 番下早川地区、五十原地内の 1 筆 1,186 m²について所有権移転贈与です。地図 No. 2 をご覧ください。申請地は市道海老岩線の近くの場所です。譲渡人は遠方に居住しており、申請地の管理ができないため、申請地を耕作している譲受人に譲り渡したいというものです。</p> <p>21 番糸魚川地区、横町 4 丁目地内の 1 筆 1,013 m²について使用貸借権設定となります。保坂さんは農業初心者で子育てをしながら農業を学びたいとのことで、農地を借り受け、畑として活用するものです。地図 No. 3 をご覧ください。申請地は市道符古道南線沿いの場所です。譲渡人は遠方に居住しており、申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に貸し付けたいというものです。貸付期間は 5 年で、撤去できなくなるような小屋や木は置いたり植えたりしないことや、管理が難しくなった場合は速やかに返却するという条件のもと貸借を行うものです。</p> <p>22 番と 23 番大野地区、大野地内の 3 筆 242 m²と 2 筆 546 m²について所有権移転売買となります。地図 No. 4 をご覧ください。申請地は美山から下った市道大野糸魚川 1 号線の近くの場所です。譲渡人は申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。</p> <p>24 番能生谷地区、柱道地内の 4 筆 715.19 m²について所有権移転贈与となります。地図 No. 5 をご覧ください。申請地は市道槇能生線沿いの場所です。譲渡人は申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。</p> <p>25 番木浦地区、木浦地内の 1 筆 538 m²について所有権移転贈与となります。地図 No. 6 をご覧ください。申請地は市道新戸鬼舞線の近くの場所です。譲渡人は遠方に居住しており、申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。</p>
------------	--

議長	<p>以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見> 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案について62件ございます。</p>
林主査	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。15頁からとなります。 今回は件数が多いため参考資料にてご説明します。 お手元の議案第2号 参考資料をご覧ください。 全て中間管理機構をはさんだ契約となりますが、新規の合計が19件53筆86,883㎡、更新の合計が43件114筆116,473.24㎡、合計62件167筆203,356.24㎡となります。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 小島係長	<p>日程第4＝その他 1 次回農業委員会定例会の日程 事務局の説明を求めます。 説明いたします。次回の農業委員会のご案内です。 12月26日(金)9時30分開会 市役所 201・202会議室です。</p>
議長	<p>他にないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>